

市有地売払い申込要綱

(売払いに付する物件)

第1条 売払いに付する市有地は、下記のとおりとする。

物件番号	所 在 地	地目（現況）	地 積（m ² ）	売 払 予 定 価 格（円）	売 払 い 状 況	契 約 金 額（円）
1	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番744	宅地	283.74	1,373,302		
2	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番537	宅地	337.75	1,587,425		
3	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番548	宅地	398.94	1,875,018		
4	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番542	宅地	192.53	904,891		
5	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番546	宅地	192.53	904,891		
6	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番556	宅地	192.53	904,891		
7	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番558	宅地	192.53	904,891		
8	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番560	宅地	192.53	904,891		
9	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番562	宅地	192.53	904,891		
10	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番564	宅地	192.53	904,891		
11	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番574	宅地	192.53	904,891		
12	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番576	宅地	192.53	904,891		
13	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番588	宅地	186.39	876,033	売却済	876,033
14	甲賀市土山町野上野字笛尾 830番563	宅地	192.53	931,845		

注) 売払い物件は、売払いの状況に応じて隨時更新いたします。

(売払いの申込をする者に必要な資格)

第2条 申込する者に必要な資格は、申込執行に関する公告日（平成22年月日）において次の事項に該当する者であることとする。

- (1) 契約時に契約保証金として売買価格の100分の30を、契約日より30日以内に残額支払いが可能な者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。

(申込)

第3条 申込しようとする者（以下「申込者」という。）は、市有地買受兼入札参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第1号別紙）に、別に指示する諸証明を添えて、売り完了日までに、これを甲賀市役所 上下水道部上下水道総務課（以下「上下水道総務課」という。）へ提出しなければならない。

(留意事項)

第4条 申込手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(申込受付の日時及び場所)

第5条 申込受付は、午前8時30分から午後5時15分の間で、平日の勤務日に甲賀市役所上下水道総務課において行う。

(申込の方法)

第6条 申込時に記載する買受金額は、所定の買受書（様式第2号）により行う。

- 2 申込者が代理人により申込するときは、代理人は、委任状（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 郵便による申込は、認めない。

(申込書の記入方法)

第7条 買受書には、買受金額、申込者（代理人により申込する場合にあっては、申込者及び代理人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職名及び氏名）その他所定の事項を記入の上、申込者本人が申込する場合は本人の印を、代理人により申込する場合は代理人の印を押さなければならない。

- 2 買受金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「¥」の記号を付さなければならない。

(買受書の書換え禁止等)

第8条 申込者は、いかなる理由があっても、提出した買受書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(申込の無効)

第9条 次のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- (1) 申込に参加する者に必要な資格のない者のした申込
- (2) 委任状を提出しない代理人のした申込
- (3) 申込者又はその代理人が同一事項の申込に対し、2以上の意思表示をした申込
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる申込

- (5) 買受書記載の金額、氏名、押印その他申込要件の記載が確認できない申込
- (6) 買受書記載の金額を加除訂正した申込
- (7) 事前に公表した予定価格を下回る価格の申込
- (8) 前各号に掲げるもののほか、申込に関する条件に違反した申込

(買受者の決定方法)

第10条 買受者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 市が決定した予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な申込を行った者を買受者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、直ちに、当該申込者にくじを引かせて買受者を決定する。この場合において、申込者は、くじ引きを辞退することができない。

(申込結果の公表)

第11条 買受者を決定したときはその者の氏名（法人にあっては、その名称）及び買受価格を知らせるものとする。

(危険負担)

第12条 買受者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

(契約の締結)

第13条 市と買受者の売買契約は、当該物件の申込日より起算して30日以内に、上下水道総務課において、別添甲賀市有財産売買契約書（案）により締結するものとする。

- 2 買受者は、売買契約と同時に、売買代金の100分の30に相当する額を契約保証金として納付し、契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。
- 3 買受者がその買受した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(契約保証金の帰属)

第14条 買受者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

(所有権の移転時期)

第15条 買受物件の所有権移転は、売買代金の支払いを完了したときとする。

- 2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(買受者の譲渡制限)

第16条 買受者は、買受物件の所有権移転登記前に、買受物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第17条 買受物件の所有権移転に要する登録免許税及び登記手数料、代金完納後の公租公課等は、買受者の負担とする。

(遵守事項)

第18条 申込者は、本申込要綱のほか、申込方法等の指示事項を遵守しなければならない。

(その他)

第19条 市は、契約金額について公表することができるものとする。